

令和4年度 労働者の人権に関する基本的指針

株式会社エイペックス では、基本的人権を尊重するとともに、事業活動を行う各国での労働者の人権に関する法令を遵守しています。

また、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」において定められた労働に関する基本的権利を支持、尊重しています。当社グループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。

記

1.差別禁止に関する方針

人種、国籍、宗教、性別、年齢、障がい、性的指向などに基づくあらゆる差別を排除します。

2.ハラスメント禁止に関する方針

セクシャルハラスメント・パワーハラスメントを含む一切のハラスメントを容認しません。

3.児童労働・強制労働防止に関する方針

「児童労働」「強制労働」を認めません。弊社では、これまで児童労働・強制労働は発生していません。

今後も児童労働・強制労働が発生しないよう、各事業所において各国の法令遵守を徹底するとともに、定期的なモニタリングを実施していきます。また、万一、違反のおそれが発見された場合に通報可能な窓口を設置しています。

4.「結社の自由」と「団体交渉権」を支持する方針

「結社の自由」「団体交渉の権利」を尊重します。

5.最低賃金や生活資金に対する権利を支援する方針

弊社では、各国の労働法令を遵守の上労務管理を行っています。

賃金においても、各国における最低賃金の定めを遵守するとともに、それを上回る賃金を支払うことを基本的な方針としています。

6.コミュニティ投資を実行するための原則及び手順

弊社では、地域住民や児童を含むあらゆるステークホルダーの人種を尊重し、国内外において人権を侵害しない事業活動を行います。

街づくりを通じたコミュニティの形成と多様な人材の交流による新たな市場や雇用の創出に努め、事業を展開する地域にさまざまな価値を提供しています。エリアマネジメント組織への参加および支出を通して地域社会投資を行うことによって、弊社の企業価値向上に取り組んでいます。

弊社は、別紙にて「株式会社エイペックス 人権方針」を策定しており、人権への取り組みを推進しています。